

Good Living 友の会 総合補償制度のご案内

保険期間：2025年3月30日午後4時～2026年3月30日午後4時

※保険契約者であるGood Living 友の会が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約をご案内しています。

代理店・扱者

パグセス株式会社（非幹事代理店）

〒540-0012
大阪市中央区谷町3-4-5 5F
TEL：06-6945-5750

LIXIL保険サポート（幹事代理店）

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店大阪北第四支社

〒541-0041
大阪市中央区北浜4-3-1 14F
TEL：06-6229-3286

Good Living 友の会とは

Good Living 友の会は、LIXILが事務局を務め、流通店さまと共に、会員さまをご支援する「協働共栄」を理念としたVC（ボランタリーチェーン※）組織です。会員さまのビジネスが発展し、その結果として、流通店さまとLIXILも共に成長していくことを目指しています。Good Living 友の会では、会員さまの成長・発展のご支援をするために、効果的なツール等をご提供しており、団体保険制度もGood Living 友の会が提供するツールの一つとなります。

※VC（ボランタリーチェーン）：会員となった各企業さまがそれぞれの独立性を保ちながら互いに連携し、技術・ノウハウの共有やスケールメリットによって経営の効率化を図るシステム。



Good Living 友の会
ご紹介動画



SINCE 1988

- 1988年発足（前身：TH友の会）
- 日本の住宅業界を支えるさまざまな事業者さまが参加
- 会員数は約14,000社
- 事務局はLIXILが担当し、情報・ツール・ノウハウ等の支援サービスを提供します。

Good Living 友の会とは、
業界最大級のボランタリーチェーンです。
スケールメリットを生かし、
最新の情報や営業ステップに応じたツールをご提供します。

Good Living 友の会総合補償制度の特徴

① Good Living 友の会の会員さまのみが加入できる制度

Good Living 友の会総合補償制度はGood Living 友の会の会員さまが加入できる制度であり、Good Living 友の会ならではのスケールメリットで各種保険へ加入することができます。当補償制度は、加入者の皆さまのリスク実態に応じて毎年保険料の改定を見込んでいるため、皆さまの安全への備えがより良い制度運営を実現いたします。※リスク実態が悪化した場合は保険料の引き上げもございます。

② 会員さまの様々な事業リスクに備えることが可能

Good Living 友の会総合補償制度は、一般賠償責任保険（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険）、建設工事保険、動産総合保険、専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）にて構成されており、会員さまの様々な事業リスクにまとめて備えることが可能です。

③ 契約手続きの一本化による効率的な契約管理が可能

Good Living 友の会総合補償制度では、加入申込票（兼告知事項申告書）に必要な事項をご記入・押印いただき、完成工事高もしくは売上高の分かる資料（決算書等）と一緒に代理店・扱者へご提出いただくだけで、必要な補償を選んで加入することが可能です。※専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）では告知内容によって、保険料の割増または引受をお断りさせていただく場合がございます。

<Good Living 友の会総合補償制度の概要>

Good Living 友の会総合補償制度は「賠償補償制度」、「工事・建材補償制度」で構成されており、それぞれの制度でオプションによる補償拡張をすることも可能です。各補償の詳細については次ページ以降でご確認ください。

総合補償制度

賠償補償制度

請負業者賠償責任保険

生産物賠償責任保険

施設所有（管理）者賠償責任保険

オプション

+

受託者賠償責任保険

+

専門事業者賠償責任保険

賠償補償制度

工事補償制度

建設工事保険

オプション

+

動産総合保険

工事・建材補償制度

<補償のイメージ>

「賠償補償制度」、「工事補償制度」、オプション補償を組み合わせることで、施工中・引渡後における事業者さまのリスクを幅広くカバーすることが可能です。

保険種目		主な補償内容	想定される事故
賠償責任補償制度	請負業者賠償責任保険	対象工事遂行等に起因した第三者への身体障害・財物損壊による法律上の賠償責任を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築中に作業道具を2階から落とし、通行人にケガをさせた。 ・ 隣家に駐車中の車に資材を落とし破損させた。
	生産物賠償責任保険	対象の仕事の結果に起因した第三者への身体障害・財物損壊による法律上の賠償責任を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に不具合があり、2階の出窓網戸がはずれ、通行人にケガをさせてしまった。 ・ 給排水管の取付ミスにより、水が漏れ、壁が汚損した。
	施設所有（管理）者賠償責任保険	所有・使用・管理している事業用施設またはその施設の用法に伴う付随業務の遂行に起因した第三者への身体障害・財物損壊を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社事務所等の事業用施設の看板が強風で飛んでいき、隣家および駐車中の車を破損させた。
	受託者賠償責任保険 ※オプション ★工務店おすすめ ★流通店おすすめ	受託物を滅失、破損、汚損し、または紛失し、もしくは盗取された場合、寄託者に対し法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管中の預かっている建築用材料が火災により燃えてしまった。
	専門事業者賠償責任保険 (建設業E&O Light) ※オプション ★工務店おすすめ	建設業法に定める建設工事に伴う、第三者への身体障害・財物損壊を伴わない純粋経済損害に対し、損害賠償責任を負担することにより被る損害ならびに損害を軽減するための損害防止費用を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設中に労災事故が発生して、工事を中断。引渡時期が遅延することで発注者に経済的損失が発生することを防ぐため、工事作業員を多く確保する必要があり、臨時雇用費用が生じた。 ・ 建設中に外壁の施工に不具合があることが判明し、やり直し工事が必要となった。やり直し工事に伴い、追加の資材費用が生じた。 ・ 建設中に労災事故が発生して、工事を中断。引渡時期が2週間遅れたことにより発注者に対して経済的損失（開業遅延によるテナント収入の喪失）を与え、損害賠償責任を負担した。
工事・建材補償制度	建設工事保険	工事期間中に発生した火災、水災、雪災、台風、盗難、作業ミス等の事故によって工事の目的物や工所用仮設物に生じた損害を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風により建築中の建物が一部破損した。 ・ 建築中の建物から出火し、建物が焼失した。
	動産総合保険 ※オプション	資材倉庫等の工事現場外に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築材料に発生した火災、爆発、破裂、落雷、風災、水災、盗難等の事故によって生じた損害を補償します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場外の資材倉庫に保管中の建築用材料が火災により燃えてしまった。 ・ 資材倉庫に保管中の建築用材料が盗難にあった。

<補償イメージ図>

損害防止費用
(追加の人員費や資材等にかかる費用)

他人の純粋経済損害

工事目的物の
財物損壊

他人の
身体障害・財物損壊

専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）② ※費用補償	
専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）① ※賠償補償	
建設工事保険	生産物賠償責任保険の特約（MSLP特約の生産物自体の補償） または 専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）※
請負業者賠償責任保険	生産物賠償責任保険

→ 施工中

→ 引渡後

※他人の身体障害・工事目的物以外の財物損壊が発生していない場合は、建設業E & O Lightで対象とします。

＜賠償補償制度＞

請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険がセットになったプランです。支払限度額は1億円または3億円からお選びいただけます。詳しくは代理店・扱者までご照会ください。

※この保険契約において賠償責任保険で支払う保険金の総額は、すべての補償の合算でご加入者（記名被保険者）ごとに保険期間中の支払限度額（総支払限度額）を設定しております。ただし、受託者賠償責任保険および専門事業者賠償責任保険は総支払限度額とは別建ての支払限度額となります。

※賠償補償制度は請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、受託者賠償責任保険（オプション）、専門事業者賠償責任保険（オプション）のセット商品のペットネームです。

1. 請負業者賠償責任保険

対象工事（日本国内において施工するビル、住宅等の建築工事（増築・改築・改装・改修・リフォーム工事・外構工事等を含みます））の遂行等に起因して、第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したることについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- 1名および1事故あたり支払限度額：対人・対物合算で1億円 or 3億円
- 保険期間中の支払限度額：対人・対物合算で1億円 or 3億円
- 免責金額（自己負担額）：1事故につき5万円
- ※ 詳細はP.12をご覧ください。



・建築工事中に誤って落とした作業道具が通行人にあたりケガをさせた。

2. 生産物賠償責任保険

工事物件の引渡し後に、施工ミス等によって保険期間中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したることについて、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- 1名および1事故あたり支払限度額：対人・対物合算で1億円 or 3億円
- 保険期間中の支払限度額：対人・対物合算で1億円 or 3億円
- 免責金額（自己負担額）：1事故につき5万円
- ※ 詳細はP.12をご覧ください。



・完成引渡し後、仕事の欠陥に起因して雨漏りが発生して室内を汚損した。
・取り付けた階段の手すりが外れ、お施主さまが階段を踏み外してケガをした。

3. 施設所有（管理）者賠償責任保険

所有・使用・管理している事業用施設または事業用施設の用法に伴う付随業務の遂行に起因した対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償します。

- 1名および1事故あたり支払限度額：対人・対物合算で1億円 or 3億円
- 保険期間中の支払限度額：対人・対物合算で1億円 or 3億円
- 免責金額（自己負担額）：1事故につき5万円
- ※ 詳細はP.12をご覧ください。



・業務中に使用している自転車で人をはねてケガを負わせた。
・事務所に隣接の資材置き場に保管中の木材が突然倒れ、そばで遊んでいた子供がケガをした

賠償補償制度の保険料表

- 加入申込時に把握可能な最近の会計年度における**売上高または対象工事の完成工事高総額の高い方**に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完成工事高変動による精算は原則として行いません。
- ご申告いただいた売上高または対象工事の完成工事高総額が、把握可能な最近の会計年度における数値に対し、不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を減額することになりますのでご注意ください。
- 保険料のお払込み方法についてはP.8をご参照ください。
- 把握可能な最近の会計年度における売上高または対象工事の完成工事高総額が10億円を超える場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳細はP.8をご覧ください。
※保険金請求状況によっては、次年度のお引受の際に保険料の個別割増またはお引受けをお断りさせていただきます。
※全体の保険金請求状況によっては、次年度以降の全体保険料を引き上げる場合がございます。

完成工事高 or 売上高 ※どちらか高い方を基礎とします	年間保険料（円）	
	総支払限度額1億円	総支払限度額3億円
～ 5,000万円以下	82,270	107,740
5,000万円超～1億円以下	143,610	188,040
1億円超～1億5,000万円以下	153,940	201,560
1億5,000万円超～2億円以下	205,070	268,530
2億円超～2億5,000万円以下	239,800	313,880
2億5,000万円超～3億円以下	274,510	359,260
3億円超～4億円以下	403,200	527,600
4億円超～5億円以下	477,230	624,470
5億円超～6億円以下	623,590	815,720
6億円超～7億円以下	789,070	1,031,900
7億円超～8億円以下	865,750	1,131,950
8億円超～10億円以下	1,018,960	1,331,900
10億円超～	代理店・扱者へご照会願います	

<賠償補償制度 – オプション>

前ページの賠償補償制度のオプションとして受託者賠償責任保険・専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）にご加入いただくことができます。詳しくは代理店・扱者までご照会ください。

※オプションの受託者賠償責任保険および専門事業者賠償責任保険は賠償補償制度の総支払限度額とは別建ての支払限度額となります。

工務店・流通店さん
おすすめ！

1. 受託者賠償責任保険

受託物（建築用資材（電材・照明器具・空調器具等を含む））を滅失、破損、汚損し、または紛失し、もしくは盗取された場合、寄託者に対し法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- 1事故あたり支払限度額：100万円 or 300万円
- 保険期間中の支払限度額：100万円 or 300万円
- 免責金額（自己負担額）：1事故につき5万円

※ 詳細はP. 12をご覧ください。



・受託している建材を保管している倉庫で火災が発生し、建材が全焼した。

受託者賠償責任保険オプションの保険料

- 受託者賠償責任保険オプションの保険料は支払限度額により右記の通り一律です。
- 保険料のお払込み方法についてはP.8をご参照ください。

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳細はP.8をご覧ください。
 ※保険金請求状況によっては、次年度お引受の際に保険料の個別割増またはお引受をお断りさせていただく場合がございます。
 ※全体の保険金請求状況によっては、次年度以降の全体保険料を引き上げる場合がございます。

年間保険料（円）	
支払限度額：100万円	支払限度額：300万円
5,500	16,500

工務店さん
おすすめ！

2. 専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）

前頁の賠償補償制度（生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険）では補償されない、建設業法に定める建設工事に伴う「純粋経済損害」および「賠償責任リスクを軽減するための損害防止費用」を補償します。

- 1事故あたり支払限度額：100万円
- 保険期間中の支払限度額：100万円
- 免責金額（自己負担額）：1事故につき10万円
- 縮小支払割合：90%

※ 詳細はP.21をご覧ください。



・リフォーム時に請負契約書上と異なる色の染料を使用してしまい、契約不適合責任に基づく損害賠償請求のおそれが生じ、再施工が必要となった。
 ・引き渡し後に施工の不具合が判明し、損害賠償請求された。

賠償補償制度＋専門事業者賠償責任保険オプションの保険料

- 加入申込時に把握可能な最近の会計年度における**対象工事の完成工事高総額**に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完成工事高変動による精算は原則として行いません。
- 保険料のお払込み方法についてはP.8をご参照ください。
- 告知事項に一つでも「はい」がある場合、または、把握可能な最近の会計年度における対象工事の完成工事高総額が10億円を超える場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳細はP.8をご覧ください。
 ※告知事項の回答内容によっては、保険料の個別割増またはお引受をお断りさせていただく場合がございます。
 ※保険金請求状況によっては、次年度お引受の際に保険料の個別割増またはお引受をお断りさせていただく場合がございます。
 ※全体の保険金請求状況によっては、次年度以降の全体保険料を引き上げる場合がございます。

完成工事高	年間保険料（円）	
	賠償補償制度の 総支払限度額1億円	賠償補償制度の 総支払限度額3億円
～ 5,000万円以下	112,270	137,740
5,000万円超～1億円以下	193,610	238,040
1億円超～1億5,000万円以下	223,990	271,610
1億5,000万円超～2億円以下	295,070	358,530
2億円超～2億5,000万円以下	339,800	413,880
2億5,000万円超～3億円以下	384,610	469,360
3億円超～4億円以下	533,200	657,600
4億円超～5億円以下	627,230	774,470
5億円超～6億円以下	793,390	985,520
6億円超～7億円以下	968,970	1,211,800
7億円超～8億円以下	1,056,150	1,322,350
8億円超～10億円以下	1,238,960	1,551,900
10億円超～	募集代理店へご照会願います	

<工事・建材補償制度>

建設工事保険にオプションとして動産総合保険にも合わせてご加入いただけるプランです。詳しくは募集代理店までご照会ください。
※工事・建材補償制度は建設工事保険と動産総合保険（オプション）のセット商品のペットネームです。

1. 建設工事保険

保険期間中に火災、台風、盗難、作業ミスなどの不測かつ突発的な事故によって、対象工事の工事の目的物や工所用仮設物などに生じた物的損害を補償します。

- 1事故あたり支払限度額：保険金額（工事の請負金額^(注)）を限度とします。
※ただし、土木工事を主体とする工事のうち、補償の対象となる外構（エクステリア）工事につきましては、1回の事故につき1000万円が限度となります。
 - 免責金額（自己負担額）：1事故につき10万円（火災、落雷、破裂、爆発により補償される事故の場合はなし）
- ※ 詳細はP.17をご覧ください。

(注) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。



- ・火災による建設中の建造物が破損した。
- ・バスルームリフォーム工事中にバスタブに工具が接触して傷つけてしまった。

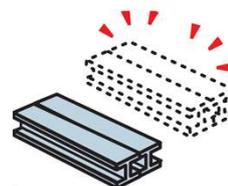
<工事・建材補償制度 - オプション>

1. 動産総合保険

工務店さん
おすすめ!

日本国内において資材倉庫等工事現場外の建物内に保管中およびそれらの建物から各工事現場までの運送中の建築用材料が、火災、盗難、洪水・高潮等の水災等、不測かつ突発的な事故で損害を受けた場合、補償します（工具、機械類は対象外）。

- 保険金額：1事故につき200万円
- 免責金額（自己負担額）：1事故につき5万円
- ※ 建築用材料の最高在庫高が200万円であるという前提で保険金額を設定しております。実態が上記条件と合致しない場合には、代理店・扱者にご照会ください。
- ※ 詳細はP.19をご覧ください。



- ・工事現場外の倉庫内に保管中の建築用材料が盗難にあった。
- ・工事現場への輸送中の資材が破損した。

工事・建材補償制度の保険料

- 加入申込時に把握可能な最近の会計年度における**対象工事の完工工事高総額**に基づいて保険料を算出します。保険期間中の完工高変動による精算は原則として行いません。
- ご申告いただいた対象工事の完工高総額が、把握可能な直近の会計年度における数値に対し、不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を減額することになりますのでご注意ください。
- 保険料のお払込み方法についてはP.8をご参照ください。
- 把握可能な最近の会計年度における対象工事の完工高総額が10億円を超える場合は、募集代理店または引受保険会社までご照会ください。

※上記補償内容には特約が付帯されています。詳細はP.8をご覧ください。
※保険金請求状況によっては、次年度お引受の際に保険料の個別割増またはお引受をお断りさせていただきます。
※全体の保険金請求状況によっては、次年度以降の全体保険料を引き上げる場合がございます。

完成工事高	年間保険料（円）	
	建設工事保険のみ	動産総合保険 オプション付き
～ 5,000万円以下	38,500	44,500
5,000万円超～1億円以下	49,000	55,000
1億円超～1億5,000万円以下	72,000	78,000
1億5,000万円超～2億円以下	92,000	98,000
2億円超～2億5,000万円以下	115,000	121,000
2億5,000万円超～3億円以下	129,000	135,000
3億円超～4億円以下	160,000	166,000
4億円超～5億円以下	195,000	201,000
5億円超～6億円以下	216,000	222,000
6億円超～7億円以下	252,000	258,000
7億円超～8億円以下	272,000	278,000
8億円超～10億円以下	330,000	336,000
10億円超～	代理店・扱者へご照会願います	

＜主な特約一覧＞

保険種目		特約名称
賠償補償制度	賠償責任保険	特別約款共通
		請負業者特別約款
		生産物特別約款
	専門事業者賠償責任保険 (建設業E&O Light)	
工事・建材補償制度	建設工事保険	MSLP特約 (事故発生ベース)
		管理財物損壊補償特約
		交差責任補償特約 (Full-Way)
		リコール費用補償特約
		建設工事業務特約 (Good Living 友の会用)
	動産総合保険	包括契約特約 (Good Living 友の会)
		外構工事に関する特約
		雪災危険補償特約の支払限度額に関する特約
		風・雨等の漏入に関する特約
		保険料支払に関する特約
		商品普通契約方式特約
免責金額特約		
水災危険補償特約		
臨時費用対象外特約		
保険の対象の範囲に関する特約		
保険料支払に関する特約		

※詳細は各保険種目の普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

＜ご加入手続き方法＞

加入申込票 (兼告知事項申告書) に必要事項をご記入・ご捺印いただき、完成工事高もしくは売上高の分かる資料 (決算書等) と一緒に代理店・扱者にご提出ください。保険料をご案内します。※ご加入対象者は、Good Living 友の会会員様に限ります。

保険期間：2025年3月30日午後4時より2026年3月30日午後4時までの1年間
 ※途中で加入を希望される場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

① Good Living 友の会登録口座引落：1年契約 (新規・更新) の場合のみ

- Good Living 友の会登録口座引落になります。
- 加入申込票 (兼告知事項申告書) に Good Living 友の会会員番号を必ずご記入ください。
- 3月10日 (土・日・祝の場合は翌営業日) に引落になります。
- 引落ができない場合は②「直接振込」にてお振込みください。

② 直接振込：中途加入または Good Living 友の会口座未登録の場合

振込先 三井住友銀行 東京中央支店
普通 8991153 Good Living 友の会(ゲットリビングトモカイ)

- 振込手数料はご加入者負担となります。
 - 加入日までにお振込みください。
- ※お振込みの際は、振込人名の前に「Good Living 友の会会員番号 (6ケタ)」を入れてください。

ご加入者ごとに事務手数料として保険料とは別に、保険契約者である Good Living 友の会に2,200円をお支払いいただきます。そのため、①②ともにお振込 (引落) いただく金額は、保険料に事務手数料2,200円を加えたものとなります。ただし、『Good Living 友の会 業務災害保険』にご加入の方は事務手数料2,200円は不要です。

<保険金の支払請求について>

保険金をお支払いする場合に該当された際は、直ちに代理店・扱者へ下記の事項等をご連絡ください。

- Good Living 友の会 会員番号
- ご加入者（記名被保険者・被保険者）の企業名・住所・ご連絡先
- 事故の状況・原因（具体的な損害のわかる写真や資料をご用意ください）
- 損害賠償の請求を受けたときは、その内容を記載した書面

※ただし、事故の発生から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【保険金をお受取りいただくまでの流れ】

①代理店・扱者へ事故報告	事故発生の日から30日以内にすみやかにご報告ください。
②引受保険会社より保険金請求時必要書類のご案内	必要書類につきましては、後記の保険種目ごと（P.24～P.26）の「事故が発生した場合のお手続」に記載がございますのでご参照ください。
③保険金のお受取り	引受保険会社よりご契約内容に基づく保険金をお支払いいたします。 ※保険種目ごとに定められている免責金額はご負担いただきます。それぞれの免責金額については、パンフレットP.5～P.7をご参照ください。

賠償事故の場合には、以下の点にご留意ください。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

Good Living 友の会 総合補償制度

保険の概要と重要事項のご説明

必ずご一読のうえ、ご加入ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびM S & A D インシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

【賠償補償制度_一般賠償責任保険】引受条件（支払限度額等）

<引受条件（支払限度額等）>

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めた全ての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「加入パターン」欄および以下の表にてご確認ください。

加入パターン	支払限度額（総支払限度額）			
	1事故につき	保険期間中	免責金額	保険料
①	1億円	1億円	5万円	パンフレットP.5~P6 をご参照ください。
②	3億円	3億円	5万円	

<保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）>

保険料の払込方法は、パンフレットP.8をご確認ください。払込いただく保険料は、その全額を払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【賠償補償制度_一般賠償責任保険】保険金をお支払いする主な場合

<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険共通>

<MSLP特約－事故発生ベース>

次の対象事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償の種類	対象事故
生産物自体の損害	生産物賠償責任保険に規定する損害が発生した場合に、他人の身体の障害または事故原因生産物以外の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、事故原因生産物自体の損壊 事故原因生産物とは、事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。
人格権侵害	請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当行為 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀（き）損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害
広告宣伝活動による権利侵害	請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害 ※広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 (a) 名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害 (b) 著作権、表題または標語の侵害
使用不能損害	請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して、被保険者が他人の財物を使用不能にしたこと。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。 ①財物の使用不能が他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ②事故原因生産物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合

<MSLP特約・拡張費用補償>

被保険者が引受保険会社の承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償の種類	内容
初期対応費用	請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生した場合に、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用。 (a) 事故現場の保存に要する費用 (b) 事故現場の取片付けに要する費用 (c) 事故状況または原因を調査するために要した費用 (d) 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 (e) 通信費 (f) 生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合を除きます。 ただし、通常要する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。
訴訟対応費用	請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険で争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に訴訟が提起されたときに、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用。 (a) 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 (b) 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 (c) 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 (d) 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 (e) 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 (f) 増設したコピー機の賃借費用 ただし、通常要する費用であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。
被害者治療費等	請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険および施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して事故が発生し、被害者が被った身体障害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、通院し、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用。 (a) 被害者が通院または入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 (b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用 (c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用 (d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した費用に限ります。

（次ページに続く）

<請負業者賠償責任保険>

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または被保険者が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

<請負業者特別約款の管理財物損壊補償特約>

<補償の内容>

被保険者の管理下にある財物（仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含み、目的を問いません。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）によって、その財物に対して正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<支払限度額>

1 事故につき 1 億円 or 3 億円（基本補償と同額）

<免責金額>

1 事故につき 5 万円

<請負業者特別約款の交差責任補償特約（Full-Way）>

<補償の内容>

発注者を被保険者に追加し、下請業者を含む被保険者相互間の事故を補償する特約です。
記名被保険者が元請業者の場合、発注者⇔記名被保険者間および発注者⇔下請業者間の事故については身体障害・財物損壊とも補償の対象になりますが、記名被保険者⇔下請業者間および下請業者どうしの間の事故については財物損壊のみが補償の対象となります。

<生産物賠償責任保険>

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

<生産物特別約款のリコール費用補償特約>

<補償の内容>

被保険者が生産物の欠陥に起因して日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

- ① 被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等（注1）
- ② 被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告（注2）
- ③ 回収等の実施についての行政庁の命令

（注1）届出または報告等は、文書による届出または報告等に限ります。

（注2）社告は、回収生産物を使用または消費する者に対して、その生産物の欠陥の存在、欠陥に起因する事故の発生またはそのおそれ、および回収等の実施について周知させる効果があるもので、事前に引受保険会社が認めたものに限ります。インターネットのみによるものを含まません。

<支払限度額>

1 事故および保険期間中につき 5 0 0 万円を限度とします。

<免責金額>

1 事故につき 5 万円。

<受託者賠償責任保険>

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<施設所有（管理）者賠償責任保険>

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【賠償補償制度_一般賠償責任保険】お支払いの対象となる損害等

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用	「保険金をお支払いする主な場合 <拡張費用補償>」の「初期対応費用」に記載のとおりです。
⑧訴訟対応費用	「保険金をお支払いする主な場合 <拡張費用補償>」の「訴訟対応費用」に記載のとおりです。
⑨被害者治療費等	「保険金をお支払いする主な場合 <拡張費用補償>」の「被害者治療費等」に記載のとおりです。

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記①から⑨までの保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額（総支払限度額）を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

あわせて、<拡張賠償補償>および<拡張費用補償>については、下記の支払限度額・免責金額が適用となりますのでご注意ください。

補償種類		支払限度額（総支払限度額の内枠）			免責金額	
		1名につき	1事故につき	保険期間中		
拡張賠償補償	生産物自体の損害	—	1,000万円	1,000万円	1事故につき5万円	
	人格権侵害	100万円	1,000万円	1,000万円		
	広告宣伝活動による権利侵害	100万円	1,000万円	1,000万円		
	使用不能損害	—	1,000万円	1,000万円		
拡張費用補償	初期対応費用	—	1,000万円	1,000万円	なし	
	訴訟対応費用	—	1,000万円	1,000万円		
	被害者治療費等	死亡・重度後遺障害	50万円	1,000万円		1,000万円
		入院	10万円			
通院		3万円				

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【賠償補償制度】保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任。（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ〔ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。〕の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇ 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇ 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇ 石綿等の飛散または拡散
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害（受託者賠償責任保険については、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって生じた受託物の損壊に起因する損害を除きます。）

<請負業者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した地下水の増減について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（下請業務を含みます。）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 自動車・原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、走行中を除き出張修理・整備を目的として一時的に管理している場合や、貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。
- 工作車（ブルドーザー、パワーショベル等。ダンプカーは含みません。）に起因する賠償責任については、工事・仕事を行っている不特定多数の人が出入りすることを制限されている作業場内および施設内での事故に限り、保険金をお支払いします。ただし、損害の額がその自動車に締結されている（締結すべき）自賠責保険（責任共済を含みます。）および自動車保険（自動車共済を含みます。）により支払われる保険金と免責金額の合算額を超過する場合に、その超過額のみに対して保険金が支払われます。
- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し）または放棄の後に、仕事の結果に起因する損害賠償責任
 - 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
 - じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - 騒音に起因する損害賠償責任
 - 塗料（塗料またはその他の塗装用材料）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（吹付けを含みます。）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。
 - 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇ 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害 等

<請負業者賠償責任保険における管理財物損壊リスクの取扱い>

上記「普通保険約款でお支払いしない主な場合」の「被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任」の「管理する財物」は次表のとおり分類されます。一部のリスクについては自動セット特約により補償の対象となっています。特約の詳細は「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。また、一部のリスクについてはオプションの受託者賠償責任保険で補償の対象となっています。詳細はP.6およびP.12をご参照ください。

「管理する財物」の分類	補償対象とする特約
A 被保険者が第三者から借用中の財物（レンタル、リース等による財物を含みます。）	この契約では対象となっていません。
B 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）	
C 上記A、Bを除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物	
D 上記A～Cを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物	
E 上記A～Dを除き、目的がいかなる場合でも、現実には被保険者の管理下にある財物（被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。）	管理財物損壊補償特約 （自動セット）

<請負業者特別約款の管理財物損壊補償特約でお支払いしない主な場合>

- 被保険者が第三者から借用中の財物に対する損害
- 被保険者に支給された資材・商品等の財物（仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。）に対する損害
- 被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）を目的として、被保険者が受託している財物に対する損害
- 被保険者が運送または荷役のために受託している財物に対する損害
- 補償管理財物（管理財物損壊補償特約をセットすることにより補償される管理財物。以下同様です。）の使用不能に起因する損害
- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害
- 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（動物に対する治療、美容、飼育または植物の育成等を含みます。）の拙劣または仕上不良等に起因する損害 等

<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇ 生産物
 - ◇ 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇ この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - ◇ この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
- （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）を、被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇ 製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - ◇ 製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。
- ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇ 医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- L P ガス販売業務の結果に起因する損害

等

<生産物特別約款のリコール費用補償特約でお支払いしない主な場合>

- 血液製剤、たばこもしくは電子たばこ、武器または航空機の欠陥に起因するその財物の回収等によって生じた損害。ただし、被保険者が製造・販売等を行った財物がこれらの財物の成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された場合を除きます。
- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故の発生またはそのおそれによって生じた損害
- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）によって生じた損害
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮によって生じた損害
- 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由によって生じた損害（ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。）
- 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造、販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等によって生じた損害
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 石綿（アスベスト）の組成、含有、付着またはこれらのおそれによって生じた損害
- 生産物の修理（生産物の回収等による修理を含みます。）または代替品の欠陥によって生じた損害
- 牛海綿状脳症（BSE）もしくは口蹄疫またはこれらのおそれによって生じた損害
- 高病原性鳥インフルエンザによって生じた損害
- 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の者による脅迫行為もしくは加害行為によって生じた損害
 - ◇ 被保険者
 - ◇ 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- 生産物の効能・性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示によって生じた損害
- 保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料を領取する時までの間において、保険契約者または被保険者が事故の発生もしくはそのおそれを知った（知ったと合理的に判断できる理由があるときを含みます。）ときまたは回収決定がなされたときは、その回収等によって生じた損害

等

<受託者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害

等

<施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害賠償責任
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、介護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うL Pガス販売業務の遂行（L Pガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことにより、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことにより、被保険者が負う損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

等

<MSLP特約・拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－生産物自体の損害>

- 被保険者が事故原因生産物以外の他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担する場合、その他人の財物が完成品であるとき
- 被保険者が事故原因生産物以外の他人の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について法律上の損害賠償責任を負担する場合、その他人の財物が製造品・加工品であるとき

等

<MSLP特約・拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－人格権侵害>

- 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

等

<MSLP特約・拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－広告宣伝活動による権利侵害>

- 事実と反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任
- 商標、商号、営業上の表示等の侵害によって生じた損害賠償責任。ただし、表題または標語の侵害を除きます。
- 宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任
- 被保険者の業務が広告、放送または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任

等

<MSLP特約・拡張賠償補償でお支払いしない主な場合－使用不能損害>

- 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する生産物または仕事の目的物を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 完成品を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 製造品・加工品を使用不能にしたことによって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した損害

等

<MSLP特約・拡張費用補償でお支払いしない主な場合－被害者治療費>

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等
- 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
 - 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）と同居の親族または別居の未婚の子の行為
 - 被害者の心神喪失
 - 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【工事・建材補償制度_建設工事保険】 引受条件（対象工事・被保険者）

<対象工事>

記名被保険者（ご加入者）によって保険期間内に日本国内で行われている建設工事を対象とします。ただし、以下に該当する工事は対象外とします。

<対象外工事>

- ① 日本国外で行われる工事
- ② 解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- ③ 建物移設工事
- ④ 土木工事を主体とする工事（外構（エクステリア）工事を除く）
- ⑤ 鋼構造物を主体とする工事
- ⑥ ガラス温室工事または膜構造物工事
- ⑦ 保険始期日時時点で着工している工事で、かつ、Good Living 友の会を契約者とする他の保険契約の対象工事となっている工事
- ⑧ 請負金額（請負契約金額に算入されていない支給材料がある場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。）が100億円を超える工事

<被保険者>

発注者、受注者（元請業者）、下請負人となる専門工事業者、機材のメーカーや供給者等、すべての工事関係者とします。なお、保険の対象（工所用仮設物や工所用仮設材等）にリース・レンタル物件が含まれている場合は、リース・レンタル業者も被保険者に含まれます。

【工事・建材補償制度_建設工事保険】 保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金等の額

<保険金をお支払いする主な場合>

- ① 引受保険会社は、加入者証記載の工事現場（以下「工事現場」といいます）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- ② ①の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、建設工事普通保険約款第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます）に対して、建設工事普通保険約款ならびに特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- ③ ①の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたために、臨時に生ずる費用に対して臨時費用保険金を支払います。

<お支払いする保険金>

お支払いする保険金は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

①損害保険金（復旧費）	損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工所用仮設材等については、損害が生じた地および時における価額とし、損害が生じた保険の対象を復旧することができ、復旧によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額を差し引きます。
（損害防止費用）	保険金をお支払いする損害が生じた場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合は、当社が承認したものに限り復旧費の額に含めます。
②残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をいいます。
③臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。

また、「雪災危険補償特約の支払限度額に関する特約」ならびに「風・雨等の漏入に関する特約」により損害保険金が支払われる場合は1回の事故につき対象工事の保険金額または1,000万円のいずれか低い額がお支払いの限度になります。ただし、外構（エクステリア）工事については、1回の事故につき外構工事の保険金額または1,000万円のいずれか低い額がお支払いの限度になります。

【工事・建材補償制度_建設工事保険】 保険金をお支払いしない主な場合

引受保険会社は次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ・ 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ・ 寒気、霜または雪。ただし、豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩（なだれ）によって生じた損害を除きます。
 - ・ 直接であると間接であると問わず、テロ行為等（保険金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。）
 - ・ 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃。ただし、サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発によって保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ・ 官公庁による差押さえ、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
 - ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ・ コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理
- 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ・ 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
 - ・ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
 - ・ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
 - ・ 工事前仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ・ 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
 - ・ 芝、樹木その他の植物に生じた損害
 - ・ 保険契約の申込日以前（申込日を含みます。）に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故（その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。）により保険の対象に生じた損害
 - ・ 原因が直接であると間接であると問わず、被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 次の費用に対しては、保険金をお支払いしません。
 - ・ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
 - ・ 湧水の止水または排水費用

等

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、建設工事保険普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

【動産総合保険】（オプション） 保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金等の額

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、セットされる特約によりお支払いしない保険金がありますので、詳しくは普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金等の額
<p>● 損害保険金 以下の保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、水災、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。 【保険の対象】 保管場所が資材倉庫等工事現場外の建物である被保険者所有の建築用材料（工事現場までの輸送中を含みます。）。ただし、足場材、足場金具等工事現場での作業のために使用される資材は保険の対象に含みません。</p>	<p>● 損害保険金 次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額（200万円）または保険価額^{（注1）}のいずれか低い額を限度とします。 全損（全部損害）の場合および火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合、時価額もしくは保険金額のいずれか低い額とします。 分損（一部損害）の場合、通常の修理費用を損害額とし、免責金額（5万円）を控除してお支払いします。ただし、修理の結果、事故発生直前の状態よりも時価額が増加した場合は、増加額に相当する額を控除したものを損害額とします。なお、時価額が200万円を超える場合、保管中の事故による損害は以下の計算式により損害保険金を算出します。</p> $\text{損害保険金} = (\text{損害の額}^{\text{（注2）}} - \text{免責金額}) \times \frac{200\text{万円}^{\text{（注3）}}}{\text{保険価額}}$ <p>（注1） 保険価額とは、損害の生じた地および時における保険の対象の価額^{※1}をいいます。 ^{※1} 保険の対象の価額 再調達価額^{※2}から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^{※3}を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額^{※4}をいい、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 ^{※2} 再調達価額 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 ^{※3} 減価額 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 ^{※4} 再作成または再取得するのに要する額 再作成または再取得するのに要する額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。 （注2） 損害の額は保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式^{※1}によって算出した額とします。</p> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \frac{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額}^{\text{※2}}}{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}}$ <p>● 残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。</p> <p>● 修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用^{（注）}をお支払いします。 （注） 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。</p> <p>● 損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。</p> <p>● 権利保全行使費用 引受保険会社が取得する権利^{（注）}の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 （注） 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。</p>
<p>● 残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。</p>	<p>● 残存物取片づけ費用保険金 実費（損害保険金×10%が限度）をお支払いします。</p>
<p>● 修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用^{（注）}をお支払いします。 （注） 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。</p>	<p>● 修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用^{（注）}（1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度）をお支払いします。 （注） 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。</p>
<p>● 損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。</p>	<p>● 損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします（ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。）。</p>
<p>● 権利保全行使費用 引受保険会社が取得する権利^{（注）}の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 （注） 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。</p>	<p>● 権利保全行使費用 引受保険会社が取得する権利^{（注）}の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 （注） 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。</p>

【動産総合保険】（オプション） 保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ・保険料をお支払いいただく前に生じた事故（「初回保険料口座振替特約」等、保険料の払込みを猶予する特約をセットした場合を除きます。）
- ・保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・保険契約者、被保険者（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いしません。
- ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険の対象を保管する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災、雹（ひょう）災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。
- ・直接であると間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・直接であると間接であると問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害の場合は保険金をお支払いします。
- ・直接であると間接であると問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。
- ・直接であると間接であると問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ・紛失または置き忘れによって生じた損害
- ・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（魚損害を除きます。）または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣により、その作業部分以外に生じた損害を含みます。）。ただし、これらの事由によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・詐欺または横領によって生じた損害
- ・保険の対象に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾（じょう）、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
- ・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害（フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。）。
- ・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- ・検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。
- ・保険の対象の受渡し過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって保険の対象に生じた損害
- ・格落ち（損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害
- ・保険の対象である楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害
- ・日本国外で生じた事故による損害
- ・自力救済行為等によって生じた損害
- ・1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみに生じた損害
- ・保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合には、異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等に起因して生じた損害
- ・脱毛による損害
- ・保険の対象が耕工作車・機械等である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク、燃料等のみに生じた損害。
- ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損壊または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に生じた損害に限りお支払いします。
- ・保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- ・保険の対象が宝石・貴金属で、かつ商品または什器・備品である場合には、収容場所の営業時間外（収容場所が無人となり、人による継続的な監視がなされない状態を含みます。なお、収容場所が無人となる理由および日中、夜間の別を問いません。）において、金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫など可動式のものを除きます。）外に収容中または施錠されていない金庫内収容中の保険の対象について生じた盗難による損害
- ・消耗品に単独に生じた損害
- ・修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- ・保険の対象が登録等（道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長（東京都特別区は都知事とします。）交付の標識をいいます。）を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
- ・保険の対象が自動販売機等（精算機、両替機等現金受入機器を含みます。以下同様とします。）またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害
 - ① 保険の対象が自動販売機等の場合
 - ア. すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
 - イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害（フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。）。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合はお支払いします。
 - ウ. 貨紙幣づまり等の故障
 - ② 保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合
 - ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
 - イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合はお支払いします。
 - ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害
- ・保険の対象が什（じゅう）器・備品一式である場合には、ガラス部分に単独で生じた損害
- ・保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）である場合に、直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害（ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。）

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約で必ずご確認ください。

【専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）】（オプション） 保険金をお支払いする主な場合

被保険者が専門業務（※）遂行に起因して、次のいずれかの事由に起因する他人の損失について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 専門業務の目的物の欠陥
- ② 専門業務の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を発揮または充足しなかったこと
- ③ 不測かつ突発的な事由に起因する専門業務の履行不能または履行遅滞

（※）専門業務とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事であって、工事請負契約に基づいて行う建設工事に関する業務をいいます。（建築士法（昭和25年法律第202号）に定める設計または工事監理に関する業務を除きます。）

【専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）】（オプション） お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

	内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき他人の経済的損失（逸失利益、代替費用等）（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（注1）によって生じた費用（注2）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。 （注1）争訟とは、訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。 （注2）争訟によって生じた費用には、被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。
③ 損害防止費用	上記損害賠償金の発生・拡大防止に必要なかつ有益な措置のために要した以下の費用であって、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。 ① 専門業務において発生した超過勤務手当または臨時雇用費用（注1） ② 追加した資材・商品にかかる費用（注2） （注1）超過勤務手当または臨時雇用費用には、外注費用を含みます。 （注2）資材・商品にかかる費用には、保管および輸送費を含みます。

特約に別の規定がある場合を除き、損害の額の合計が、一連の損害賠償請求につき加入者証記載の免責金額（10万円）を超過する場合に限り、その超過額に加入者証記載の縮小支払割合（90%）を乗じて得た額を、保険金としてお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額の合計で5,000万円を支払限度額を限度とします。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払い対象とはなりません。

【専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）】（オプション） 保険金をお支払いしない主な場合

【専門事業者賠償責任保険普通保険約款】

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注1)、労働争議または騒擾(じょう)
- ・ 地震、噴火、洪水または津波
- ・ 核物質の危険性(注2)または放射能汚染(注3)
- ・ 次のいずれかの事由

ア. 汚染物質（注4）の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

- ・ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物（注5）の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

（注3）放射能汚染は、形態を問いません。

（注4）汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

（注5）被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。ただし、お支払いの対象となる損害に定める専門業務の目的物は含みません。

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する行為または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ・ 被保険者の犯罪行為(注1)
- ・ 被保険者の故意または重過失による法令違反
- ・ 被保険者が他人に損失を与えることを認識(注2)しながら行った行為
- ・ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可

等を受けていない間に被保険者が行った行為

- ・ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録をしていない間に被保険者が行った行為

- ・ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

- ・ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。

- ・ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。

- ・ 被保険者が得たまたは請求した報酬

（注1）犯罪行為には、過失犯を含みません。 （注2）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(前ページのつづき)

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ・ 身体の障害（注1）または精神的苦痛
 - ・ 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
 - ・ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注2）に対する損害賠償請求ただし、上記『専門事業者賠償責任保険（建設工事業務特約付帯）保険金をお支払いする主な場合』に定める専門業務の目的物の滅失、破損または汚損に対しては適用しません。
 - ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
 - ・ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
 - ・ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
 - ・ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- (注1) 身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
(注2) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ・ 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ・ この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ・ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (注) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

【建設工事業務特約】

直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する行為または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次に掲げる行為または事由については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの行為または事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対してなされた損害賠償請求についても、本条の規定を適用します。

- ・ 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - ・ 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物、その収容物または土地の損壊
 - ・ 地下水の増減
 - ・ じんあい
 - ・ 騒音
 - ・ 次のいずれかの事由
 - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵じん（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
 - イ. 石綿等への暴露による疾病
 - ウ. 石綿等の飛散または拡散
 - ・ 汚染(注1)または汚染物質(注2)の排出、流出もしくはいっ出
 - ・ 水温変化
 - ・ 電波障害
 - ・ 専門業務の過誤によらない虫食い、ねずみ食い、結露、自然の消耗、摩耗、さび、スケール、キャビテーション、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
 - ・ 芝、樹木その他の植物に生じた滅失、破損または汚損
 - ・ 不発爆弾または機雷
- (注1) 汚染とは、流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。
(注2) 汚染物質とは、固形状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または有害物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます

直接であると間接であると問わず、被保険者が業務を遂行するにあたり通常の手続に反していることまたは通常の手続を省略していることを認識しながら(注1)遂行した行為（注2）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (注1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
(注2) 行為には、不作為を含みます。

次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ・ 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機もしくは船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
- ・ 被保険者に支給された資材・商品等の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する損害賠償請求
- ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求
- ・ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為に起因する損害賠償請求
- ・ 被保険者の定めた保証書その他これに準ずる契約書（以下、あわせて「保証書」といいます。）に基づく保証責任の履行に起因する損害賠償請求。
ただし、保証書の有無にかかわらず被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対する請求を除きます。
- ・ 住宅の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分（注1）の瑕疵によって、住宅の耐力性能または防水性能を満たさない場合に、被保険者がその住宅について瑕疵担保責任を負担することに起因する損害賠償請求
- ・ 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する損害賠償請求
- ・ 被保険者の支払不能または債務超過に起因する損害賠償請求
- ・ 株主代表訴訟に起因する損害賠償請求
- ・ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害に起因する損害賠償請求
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、消費者基本法（昭和43年法律第78号）、その他類似の法令に違反したことに起因する損害賠償請求
- ・ 被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害に起因する損害賠償請求
- ・ 水利権、道路利用権、日照権またはこれらに類似したその他の権利の侵害に起因する損害賠償請求
- ・ 景観が不良であるとの申し立てに起因する損害賠償請求
- ・ 専門業務の目的物を引き渡した日から10年を経過した後、その目的物に関連してなされた損害賠償請求
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求（注2）
- ・ 次のいずれかの事由による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
 - ア. 工事行程の計画過誤
 - イ. 工事用材料、据付機械設備等の手配誤り
 - ウ. 人員の手配誤り

(注1) 構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分とは、品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）により定められるものをいいます。

(注2) 感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求には、これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。

(次ページに続く)

次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ・ 被保険者が発注者から得た報酬または発注者に請求した報酬についての損害賠償請求
- ・ 見積の不足または費用が見積を超過したことにより起因する損害賠償請求
- ・ 専門業務に関する請負契約締結時（注）における設計、仕様、材質等を上回ることにより増加した費用に起因する損害賠償請求
- ・ 専門業務の対価として支払われた金銭の返還に起因する損害賠償請求。ただし、専門事業者賠償責任保険普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して被保険者が負うべき法律上の損害賠償金との相殺を請求された場合はこの限りではありません。
- ・ 専門業務に関する請負契約締結時（注）において実用化されていた技術では実現不可能な専門業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求（注）請負契約締結後に変更契約を締結しているときは、変更契約締結時とします。

等
※保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。
※被保険者毎の支払限度額等は以下表の通りです。

次のいずれかに該当する事由に起因する損害防止措置に対しては、保険金を支払いません。ただし、専門業務の目的物の引き渡しの時（注1）以前に講じた損害防止措置に限ります。

- ・ 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、雹、氷、雪、寒気、霜、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨（注2）もしくはこれらに類似の自然現象、または火災、落雷、爆発、水漏れ、自動車の接触、航空機の落下、盗難等の不測かつ突発的な事由
 - ・ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ち
 - ・ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
 - ・ 矢板、杭、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物の継目からの土砂、水または土砂水の流入
- （注1）専門業務の目的物の引渡しを要しない場合は、その専門業務が完成した時とします。
（注2）豪雨には、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れを含みます。

	支払限度額			縮小支払割合
	1事故につき	保険期間中	免責金額	
記名被保険者ごと	100万円	100万円	10万円	90%
加入者総額	—	5,000万円	—	

【賠償補償制度ならびに工事・建材補償制度共通】ご注意ください

- この保険はGood Living 友の会が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 契約取扱者が代理店・扱者または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店・扱者または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 申込人・記名被保険者となる方は、Good Living 友の会の会員に限ります。
- 支払限度額は、保険金をお支払いする限度額をいいます。
免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、P.5～P.7にてご確認ください。

<確定精算または契約締結時の保険料算出基礎数値確認に関する注意事項>

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- ご加入の際には、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。
- 新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高・完成工事高をご通知いただく必要はありません。

- ご加入時（継続も含む）に保険料算出基礎となる売上高・完成工事高を告知いただきます。

<示談交渉> ※示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

事故が発生した場合のお手続

＜請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険＞

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止
 - ② 相手の確認
 - ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く
 24時間365日事故受付サービス **0120-258-189**(無料) へ
 「三井住友海上事故受付センター」

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1） 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＜動産総合保険＞

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ① 損害の発生および拡大の防止（消防車、救急車は119番）
 - ② 盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
 - ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は 事故は いち早く
 24時間365日事故受付サービス **0120-258-189**(無料) へ
 「三井住友海上事故受付センター」

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社から求めるものをご提出いただけます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類* ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
(3) 保険価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
① 保険価額を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収書、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、図面・仕様書
② 損害の額、費用の額・支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、損害明細書
(4) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険証券	
② 保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票
③ 保険金請求権者を確認する書類	委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本
④ 損害が生じた物の所有者（所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。）を確認する書類	固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入出庫伝票
⑤ 質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書／証
⑥ 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の調査に関する同意書
⑦ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1） 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

（注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社が支払うべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

<建設工事保険>

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止処置等を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189(無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書およびその他これに類する書類* ※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、罹災証明書、盗難届出証明書
(3) 損害または費用の発生を確認する書類	復旧工事見積書、復旧工事の工程表（写）、復旧工事出面表（写）、請負工事の工程表（写）、作業日報（写）、リース契約書（または納品書）（写）、損害が生じた物の全体像および被害箇所・被害の程度のわかる写真、残存物取片付け費用・現状復旧費用・航空貨物輸送運賃に関する領収書・明細書
(4) 保険の対象および工事の内容を確認する書類	請負工事契約書（写）、JVの場合にはJV協定書（写）、工事概要書・仕様書（写）、請負工事金額内訳書（写）、実行予算書（写）、請負工事の工程表（写）、作業日報（写）、工事設計時図面、固定資産台帳・取得時の領収書・売買契約書等（写）、保険の対象を撮影した写真

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1） 保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

（注2） 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社が支払うべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3） 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<専門事業者賠償責任保険（建設業E&O Light）>

1. 損害賠償請求がなされた場合のお手続について

(1) 損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに次の事項を代理店・扱者または当社にご連絡ください。

①損害賠償請求を最初に知った時の状況 ②申し立てられている行為 ③原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料) へ
事故は いち早く

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、代理店・扱者または当社にご相談ください。

(3) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

重要事項のご説明

2019年10月1日以降始期契約用

請負業者賠償責任保険
生産物賠償責任保険
施設所有（管理）者賠償責任保険
受託者賠償責任保険
をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険契約に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有（管理）者賠償責任保険 請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約（自動セット） + 賠償責任保険追加特約（自動セット） + MSLP特約（事故発生ベース） + 施設所有（管理）者特別約款 + 請負業者特別約款 + 管理財物損壊補償特約 + 交差責任補償特約（Full-Way） + 生産物特別約款 + リコール費用補償特約 + 受託者特別約款

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険 請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	加入申込票（注）の「記名被保険者」欄に記載された方のみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文（「Good Living 友の会 総合補償制度」。以下「パンフレット」といいます。）の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、Good Living 友の会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時の注意事項 (告知義務 - 加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ① 申込人または、被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
 - 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
 - ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- ② ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - ◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
 - ◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険期間

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

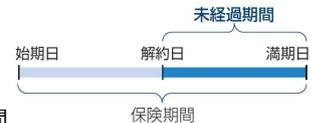
特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
企業営業第一部第四課
〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
(三井住友海上駿河台新館18階)

T E L : 03-3259-3090

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

[ナビダイヤル

(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

2021年4月1日以降始期契約用
建設工事保険
 をご加入いただくお客さまへ
重要事項のご説明

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では建設工事保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご契約の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数となる団体を含みます。）には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

工事の種類等によりお引受ができない場合がありますので、詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

建設工事保険普通保険約款 + 自動セット特約（注1） + 各種特約（注2）

（注1）次の特約になります。

- ・建設工事保険追加特約
- ・水災危険補償特約
- ・雪災危険補償特約
- ・植物に関する特約
- ・1事故の定義に関する特約
- ・特定台風危険補償対象外特約
- ・特約火災保険契約との調整に関する特約
- ・テロ行為等補償対象外特約
- ・日時認識エラー補償対象外特約
- ・サイバーインシデント限定補償特約（「サイバー攻撃以外」および「サイバー攻撃による火災・破裂・爆発（賠償補償以外）」限定）

（注2）次の特約がセットされます。

- ・包括契約特約（Good Living 友の会）[XA]
- ・外構工事に関する特約 [XB]
- ・雪災危険補償特約の支払限度額に関する特約 [XC]
- ・風・雨等の漏入に関する特約 [XE]
- ・保険料支払に関する特約 [XF]

(2) 補償内容

① 被保険者

保険契約により補償を受けられる方をいい、対象工事にかかわる発注者、受注者およびすべての下請負人が被保険者となります。ただし、普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

② 保険金をお支払いする主な場合

当パンフレットP.17をご参照ください。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

当パンフレットP.18をご参照ください。

④ お支払いする保険金等

当パンフレットP.17をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間・保険責任期間

保険期間は始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）から満期日の午後4時までです。ただし、上記にかかわらず、引受保険会社が保険責任を負担する期間は下記のとおりとします。なお、適用される特約により保険責任期間が異なる場合があります。詳細は特約でご確認ください。

保険責任の始期	始期日に始まります。ただし、始期日以降であっても、工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まります。
保険責任の終期	満期日または工事の対象物が引き渡された時（引渡しを要しない場合は、この工事が完了した時とします。）のいずれか早い時に終わります。

■保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを行った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでに生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(5) 合計保険金額

1 記名被保険者あたり以下のとおりとします。

直近会計年度（1年間）における対象工事の完成工事高（注1）（注2）

（注1）記名被保険者が請け負った対象工事の完成工事高で、完成工事高に支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

（注2）保険契約締結時において、対象工事の完成工事高の実績がない場合は、事業計画値をもって合計保険金額とします。事業計画値等が内部資料により客観的に把握できない場合は、加入できません。

2. 保険料

保険料（注）は、直近会計年度（1年間）における対象工事の完成工事高によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。お客さまが実際にご契約いただく保険料（注）につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご加入と同時にその全額を払い込む一時払いとなります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。詳細はパンフレット本文（「正しいパン名称、該当項目、該当ページを記載」）をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（下図をご参照ください。）分よりも少なくなる場合があります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなる場合があります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。



■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■保険契約を解約される場合、お払いいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は、Good Living 友の会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時の注意事項

(告知義務－加入申込票の記載上の注意事項)

保険加入者または被保険者には、ご加入時に加入申込票（注）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。
加入申込票（注）に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票（注）の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険種類、保険金額等）を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2) 保険料算出のための確認資料

「包括契約特約（Good Living 友の会）」をセットすることにより、保険料が把握可能な最近の会計年度（1年間）によって定められている場合は、ご加入の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただけます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(3) ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が加入者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 保険証券記載の施工者を変更する場合
 - ② 工事を追加、変更、中断、再開または放棄する場合
 - ③ 設計、仕様または施工方法を著しく変更する場合
 - ④ 加入申込票の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
 - ⑤ ご加入時にご提出いただいた告知書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ① 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ② 上記のほか、契約条件を変更する場合

3. 失効について

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

4. 加入者証の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご加入手続きから1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。

5. 保険の対象の調査

保険の対象や工事現場を調査させていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

6. その他ご留意いただきたいこと

(1) 代理店・扱者の権限

代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって代理店・扱者にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）
補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) ご契約条件について

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(4) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(5) 事故が発生した場合の手続

当パンフレットP.25をご参照ください。

保険に関するご相談・苦情お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」[こちらからアクセスできます](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル（有料）】

【受付時間】平日9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

2022年10月1日以降始期契約用

動産総合保険 をご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

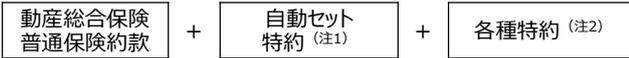
この書面では動産総合保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
お申込みいただく際は、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
ご加入の内容は、普通保険約款・特約（特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してください。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み



(注1) ご加入のお申出にかかわらず、保険種類やご加入条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(注2) 次の特約がセットされます。
・保険の対象の範囲に関する特約 [XA]
・保険料支払に関する特約 [XB]

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

当パンフレットP.19をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合

当パンフレットP.20をご参照ください。

③ お支払いする保険金等

当パンフレットP.19をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、当パンフレット表紙または中途加入の場合は加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 保険金額

保険金額とは、この保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。詳細は当パンフレットP.7、P.19をご参照ください。

2. 保険料

保険料は、保険金額（上記1. (5)）、保険期間（上記1. (4)）、保険の対象の所在地、保険の対象を収容する建物の構造等によって決まります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、当パンフレットP.7をご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

当パンフレットP.8をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」の「6. 解約と解約返れい金」（P.33）をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は、Good Living 友の会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時の注意事項

(告知義務 - 加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または、被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込票（注）に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票（注）の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこの保険契約の加入をするために提出する書類をい、加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額・支払限度額等）を告知ください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2) ご加入後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

特にご注意ください

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 保険の対象の用途を変更した場合
- ② 保険の対象の主たる保管場所を変更した場合
- ③ 保険の対象の主たる保管場所の構造または用途（業種）を変更した場合
- ④ 保険の対象の補償地域（運送区間を含みます）を変更した場合

等
■ 通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただけます。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご加入いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

保険の対象の主たる保管場所が日本国外となった場合

(3) その他の注意事項

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ① 保険の対象を売却、譲渡する場合
- ② 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ③ ご加入後に保険の対象の価額が著しく減少した場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその日時）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

当パンフレットP.20をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 失効について

申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合（注1）、または保険の対象の全部が失われた場合（注2）は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

（注1） 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

（注2） 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は当パンフレットP.8記載の方法により払込みください。当パンフレットP.8記載の方法により保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。



7. 保険金支払後の保険契約

損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額に相当する額に達しない限り、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合に保険契約者等を保護する仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契

約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

本保険商品に関するお問い合わせ	
【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第一部第四課 03-3259-3196	
保険に関するご相談・苦情お問い合わせ	
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料） 「チャットサポートなどの各種サービス」 こちらからアクセスできます https://www.ms-ins.com/contact/cc/	
指定紛争解決機関	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 【ナビダイヤル（有料）】 【受付時間】 平日9:15～17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	

2021年10月1日以降始期契約用

専門事業者賠償責任保険
をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では専門事業者賠償責任保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下「普通保険約款・特約」といいます。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいませようお願いします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 + サイバーインシデント限定補償特約(サイバー攻撃以外限定) (自動セット) + 建設工事業務特約 (Good Living 友の会用) + 保険料確定特約 (専門事業者用)

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	次の方が被保険者となります。 ① 加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方(記名被保険者) ② 記名被保険者の役員または使用人 ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

当パンフレットP.21の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。
なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. クーリングオフ (ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、Good Living 友の会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項 (告知義務 - 加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。
 補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
 (注) 引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

(1) 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2) 補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

(3) 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

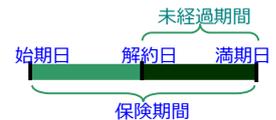
特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が最低保険料（10,000円）未満のときは、その差額をご請求することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

本保険商品に関するお問い合わせは	
【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第一部第四課 03-3259-3196	
保険会社の連絡・相談・苦情窓口 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料） 「チャットサポートなどの各種サービス」 こちらからアクセスできます https://www.ms-ins.com/contact/cc/	
事故が起こった場合	
遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。 「24時間365日事故受付サービス三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料）	
指定紛争解決機関 引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 【ナビダイヤル（有料）】 【受付時間】 平日9:15～17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	

Good Living 友の会総合補償制度 新規加入説明依頼書

下記の通りGood Living 友の会総合補償制度の説明を依頼します（メールでのPDF送付またはFAXにてご提出ください。）

★下記全項目をご記入ください。

会社名		ご担当者名	
住所			
TEL		FAX	
携帯			
E-mail			
Good Living 友の会会員番号			未加入
訪問希望日 <small>※希望日は日程調整の都合上、依頼日より1週間後以降を目安としてください。</small>	第1希望	月	日
	第2希望	月	日
その他	その他ご希望等ございましたらご記入ください。		

★直近会計年度（1年間）における完成工事高・売上高についてご回答ください。※ご加入時には告知事項申告書に正式な値を告知いただきます。

完成工事高（千円）	売上高（千円）

依頼書の送付先・お問い合わせ先はこちら

株式会社LIXIL Good Living 友の会事務局

E-mail : glt_hokenmadoguchi@lixil.com

FAX : 03-6880-5904